

こどもを産み育てることに明るい希望を持てる社会づくりに向けた 指定都市市長会提言

令和5年の出生数は72万7,288人、合計特殊出生率は1.20といずれも統計開始以来過去最低を更新しており、令和6年は70万人を割ると見込まれるなど、少子化に歯止めがかかっていない。そのため、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、2030年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスとされているとおり、次元の異なる少子化対策が急がれる。

国立社会保障・人口問題研究所の調査の結果に、夫婦が理想とすることどもの数と実際の数に差が生じていることを踏まえると、少子化対策においては、「こども」を対象とした支援はもとより、こどもを産み育てる「家庭」やその家庭を支える「まち・地域」を支援することで、結婚や出産、子育てを希望する方が、それを実現できる社会づくりが必要である。

指定都市は、企業や大学等が多数集積し、近隣地域から少子化対策の支援対象者となりうる若者・子育て世代が集中する傾向があることから、我が国の少子化対策において日本全体の少子化に歯止めをかけることに大きな影響力を有している。一方で、小規模な自治体と比較し、子育て支援のための給付型事業等の事業費が大きくなることから、指定都市独自の取組が難しいことが課題となっている。

ついては、若者・子育て世代がこどもを産み育てることに明るい希望を持てる社会を形成するため、指定都市市長会として、下記のとおり提言するものである。

記

- 1 居住地や所得に関わらず、希望する人がこどもを安心して産み育てることができ、また、こどもが健やかに成長できるよう、多くの自治体が独自に実施することで地域間の格差が生じている医療費助成制度、保育料、学校給食費等の家庭の費用負担の軽減等について、国の責任において長期的に安定した財源を確保するとともに、地方の意見を十分に聞きながら、全国一律の制度を構築すること。
- 2 誰もが安心して仕事と子育てが両立できるよう、個人の能力や希望、特性に応じて柔軟に働くことができる環境整備に取り組む企業に対するインセンティブ制度などの支援を拡充するとともに、自治体が行う企業支援策に対する国の財政措置を講ずること。
- 3 全てのこども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを進めるにあたり、複合的な困難を抱えるこども・若者に対するアプローチ方法や、その対象となるこども・若者の個別のニーズに応じたきめ細やかな支援を提供することを目的とした居場所の整備、及び誰もが利用できる多世代交流型の居場所の整備等に関する事例収集と情報発信を行うこと。また、こども・若者の居場所づくりに係る取組にあたっては、その整備・運営や民間活動への支援に必要な財政措置を講ずること。
- 4 学童期や思春期から、結婚・妊娠・出産・子育て等に関する知識や体験を得るための情報提供を行うなど、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描くことができるような取組を国の責任において積極的に行うこと。また、自治体が地域の実情に応じて、若い世代のライフデザインに係る取組を行うにあたっては、必要な財政措置を講ずること。

令和7年6月3日
指定都市市長会